

明和病院「臨床倫理の指針」

明和病院に所属するすべての職員が、理念、基本方針、患者の権利及び個人情報保護方針等に基づき、臨床における様々な問題に対応し、患者さんにとって最も望ましい医療を適切かつ十分に提供することを目的として、この臨床における倫理に関する方針を定めます。

I 原則

第1 患者さんの権利を最大限に尊重するとともに、次に掲げる事項により、患者さんの最善の利益を追求する医療を提供します。

1. 患者さんの立場に立った対応を常に心がけ、良好な信頼関係を築くよう努めます。
2. 診療内容やその他必要な事項について、患者さんに十分な説明を行います。
3. 治療及び検査方法等の同意や選択に当たっては、患者さんの自己決定権を尊重します。
4. 患者さんのプライバシーを保護し、個人情報等の守秘義務を遵守します。
5. 人種・信条・性別・社会的身分に左右されることなく、全ての患者さんに差別なく必要な医療を提供します。

第2 患者さん個人の信仰、信条や価値観に十分配慮した上で、生命倫理に関する法令やガイドラインを遵守し、次に掲げる事項により医療を行います。

1. 臨床研究、遺伝学的検査・診断等に関するガイドラインを遵守します。
2. 母体保護法を遵守します。
3. 臓器移植に関する法規を遵守します。
4. やむを得ず身体を抑制し、行動を制限する必要がある患者には「身体抑制マニュアル」に従い、十分説明の上慎重に対応します。
5. 緩和ケアの対象となる患者には「人生の最終段階における医療・ケアに関するガイドライン」に従い、家族の意向にも十分配慮しながら対応します。

第3 医学及び医療の進歩に必要な研究の実施や生命の尊厳等倫理的な問題を含むと考えられる医療行為については、「倫理に関する委員会」において倫理的・科学的観点からその妥当性について十分審議し、次に掲げる事項により最良の治療方針を決定します。

1. 治験や医学的臨床研究等の実施に当たっては、治験審査委員会若しくは研究倫理委員会において審査し、事前にその適否を判定します。
2. 生命の尊厳等に関する倫理的な問題（治療拒否、延命治療、人生の最終段階における問題等）を含むと考えられる医療行為については、必要に応じ臨床倫理委員会においてその妥当性を審議し、最良の方針を決定します。

II 主要な臨床倫理問題への対応指針

第1 真実の開示

本人に対しては病名や診断内容について真実を開示します。ただし本人が望まない場合や、その後の治療の妨げになる等の正当な理由がある場合にはこの限りではありません。この場合、両親や後見人等の法定代理人や

患者の権利を擁護すべき家族またはこれに準ずる縁故者で患者が事前に指定した者等の適切な代理人（以下「代理人」という。）への開示に努めます。

第2 自己判断不能への対応

医師が行おうとする治療に対し本人に意思決定能力が無いと認められる場合、または意識がなく自身で意思表示できない場合には、代理人に説明し治療方針や計画について同意を得ます。代理人がいない場合には多職種、複数の医療従事者で話し合い、本人にとっての最善の治療を提供します。

第3 がん告知について

がん告知はがん診療における重要な医療行為の一つであり、当院ではがん告知を行うことを基本とします。

1. 基本的姿勢

本人にお伝えすることを原則とします。お伝えする際には場所・タイミング・プライバシーや心情および説明方法等に対して十分に配慮します。

2. 代理人への対応

代理人に先に知らせることはしないことを原則とします。ただし本人を最優先にする方針に沿いながらも代理人に状況を出来る限り知らせます。

3. 告知後の支援

告知によるストレス反応に留意しながら本人の精神状態を深く配慮し支援します。

第4 治療拒否への対応

1. 医師は治療によって生じる本人の負担および利益を明確に提示します。その上で望まない治療を拒否できる権利を本人に保障します。
2. 本人の自己決定を尊重し、治療の強要は致しません。ただし感染症法令に基づく必要がある場合は本人に治療拒否の意思があってもその制限を行います。

第5 宗教的理由に基づく輸血拒否への対応

「別に定める」

第6 人生の最終段階における医療の指針

厚生労働省が作成した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を参考に、「明和病院 人生の最終段階における医療の指針」を定め、人生の最終段階においてできるだけ良質の医療を提供するように努めます。

「明和病院 人生の最終段階における医療の指針（概要）」

1. 人生の最終段階といえる病状かどうかについて、複数の専門家で構成される医療チームが医学的な見地に立って慎重に判断します。
2. 本人が自らの意思を決定できる間に十分に話し合い、本人の望む医療・ケアの方針を決定します（例えば延命治療は行わないなど）。本人の意思を確認できない場合は、その代理人（家族など）と十分に話し合い、方針を決定します。決定した方針は「わたしの治療に関する希望書（リビングウィル表明書）」に記します。
3. 身体的な苦痛や不快な症状をできるだけ和らげるよう努めます。加えて、精神的な苦痛や不安に対して

もできるだけ支援するよう努めます。

4. 判断がつかない場合、あるいは特別な問題が生じた場合は臨床倫理委員会または「外部の識者を含めた複数の専門家からなる委員会」で検討し、判断します。
5. 当院ではいかなる場合であっても、積極的安楽死や自殺幫助は行いません。

第7 DNAR（蘇生処置拒否）への対応

CPR（心肺蘇生）の有効性や DNAR（蘇生処置を行わない）指示の適切性を本人や代理人と話し合い、本人の意思を最大限尊重しつつ倫理的側面を考慮して症例毎に「適切性」を検討し決定します。また、DNAR 指示決定にあたっては、別に定めている「DNAR 指示に関する指針」に基づいて行います。

1. CPR の有効性の説明

多くの臨床の場で CPR の効果は限られていることを、本人または代理人に詳しく説明し理解してもらおうよう努めます。

2. DNAR 指示とその適切性について

- ① DNAR とは「治療や緩和ケアを拒否」することではなく、「心肺蘇生処置のみを拒否」することである旨を本人や代理人に明確に伝えます。
- ② 心肺停止の可能性について本人や代理人と話し合い、その際に CPR を希望するか否かを確認します。その際、医療従事者の思いと信念をも情報の一部として参考にした上で、本人や代理人が自己決定すべき事項であることを伝えます。
- ③ 「リビングウィル表明書」がある場合はそれに沿って対応します。
- ④ DNR 指示の最終決定者
本人や代理人の意思を確認し、CPR が医学的適応を持たない場合の DNR 指示を下す最終的な決定者は医師とします。
- ⑤ 本人の意思を確認できない場合
本人が昏睡状態の場合などは、代理人との話し合いで決めますが、医師は本人の利益や推定される希望を最優先すると共に倫理面を十分に配慮します。代理人が存在しない場合は当院「医療安全マニュアル」の指針に従い、多職種によるチームによって判断、意思決定を行います。
- ⑥ 上記で判断がつかない場合あるいは特別な問題が生じた場合には、臨床倫理委員会に申請し審議判断します。

3. DNAR 指示決定にあたっては、当院「DNAR 指示に関する指針」を遵守します。

第8 妊娠中絶

母性保護法を遵守します。

第9 身体抑制

1. 治療上身体抑制が必要な場合は、患者さんや家族等に説明し同意を得て行います。
2. 身体抑制中は頻回に患者さんの状態を観察し、抑制は必要最低限かつ最短期間で行います。
3. 実施に際しては当院「身体抑制マニュアル」を遵守します。

第 10 臓器移植

1. 当院は脳死判定による臓器移植を行う施設ではありません。
2. 心停止後の臓器移植は可能な施設であり、その実施に際しては「臓器の移植に関する法律（法律第八十三号）」および当院「臓器・組織提供に関するガイドライン」を遵守して行います。

第 11 虐待についての対応

児童虐待，高齢者虐待，障がい者虐待，パートナーからの暴力（DV）等を受けている場合の早期発見に努め，その疑いがあるときは速やかに適切な公的機関に通報し対応します。

以上

令和 1 年 11 月 1 日 一部改正

令和 1 年 12 月 9 日 一部改正